

○ 保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】

保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止については、平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける。

なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止の方向で見直しがなされることを強く求める。

〔審議会等に関する必置規制の見直し〕

○ 審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【平成16年から平成18年度までを目途に段階的に実施】

都道府県等に置かれる審議会等を目的別に分けて見直しを行う。なお、審議会等の名称規制については廃止する方向で見直す。

（政策の企画立案に関する意見を述べる審議会等）

主として政策の企画立案に対して意見を述べる審議会等については、地方公共団体が独自の判断で設置できるようにする方向で見直しを行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。

- ・ 職業能力開発に関する審議会等（次期法改正（平成18年度までを目途）の際に措置）
- ・ 地方精神保健福祉審議会（次期法改正（平成17年を目途）の際に措置）
- ・ 都道府県生活衛生適正化審議会（適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨を平成14年1月に周知）

（第三者機関的な審議会等）

個人の具体的権利義務に関わる処分を行う第三者機関として設置が義務付けられている審議会等について、そうした機能の必要性は前提としながら、組織・設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。

- ・ 結核診査協議会（結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正（平成16年を目途）において措置）
- ・ 感染症診査協議会（結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正（平成16年を目途）において措置）
- ・ 地方社会福祉審議会（次期法改正（平成18年度までを目途）の際に措置）
- ・ 都道府県児童福祉審議会（平成14年度中に検討の結論を得て、直近の法改正（平成17年度までを目途）時に措置）

（4）知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地

方の自主性・自立性の強化

当会議は中間報告において、地域住民の選択に基づくローカル・オプティマムの実現や、知恵とアイデアの地域間競争の促進を図っていく方向で、国の関与を見直していくべきであるとしたところである。

社会保障制度の根幹にかかる部分は国が負うべきものとしても、真に必要最低限のもの以外は可能な限り地方の判断、地方の裁量に委ね、地方の責任において行政を展開し、それを住民が評価していく体制に移行していかなければならない。それは決して社会保障行政の後退ではなく、地方が判断する部分の拡大である。その結果としての地域間の違いは、それが地域の実情を踏まえ、地域住民の優先順位に則ったものである限り、国が心配すべき「格差」ではなく、尊重すべき地域間の「差異」であり、その地域の個性である。

かかる基本方針の下、当会議として以下の提言を行うものであるが、このうち国の当局との意見の隔たりの大きい保育所調理施設問題について若干付言する。

（保育所調理施設の見直し）

保育所は家庭に代わる機能を有するものであり、台所のない家庭がないのと同様、調理施設のない保育所はない、というのが国の立場である。

当会議としても、保育所に調理施設はあってよいと考える。しかし、必ず調理施設を設置しなければならないと国が一律に義務付ける必要性は認められない。こうした国による最低基準の義務付けが、地方の判断による機動的な保育所の設置や運営を妨げているとすれば、政策そのものとしても疑問であり、また、今日の社会情勢や食品保存・流通技術に鑑みれば、何故そこまで国が義務付けなければならないのかが不明である。

現在、この義務付けは省令で定められており、当該要件を満たさなければ国から保育所施設整備の補助負担金が交付されない仕組みとなっている。こうした保育所に対する補助負担制度が地方の自主的判断を過度に損なっているとすれば、先に述べた幼保一元の観点からの保育所運営費負担金等の検討と併せ、本件との関連で保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金を見直し、その一般財源化等も検討されるべきと考える。

なお、その他の国による最低基準等の義務付けに関しても、かかる国の関与が補助負担制度によって担保されている場合においては、当然のことながら国の関与の見直しと同時に、対応する補助負担金についても廃止・縮減が図られるべきであると考え

る。

【 知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地方の自主性・自立性の強化の観点からの具体的措置 】

〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕

○ 特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【平成15年度に実施】

平成15年度の介護報酬の改定において、全室個室、ユニットケアの居住福祉型特別養護老人ホームに係る介護報酬項目を設け、低所得者に対する配慮を行いながら、その居住費部分を利用者負担とする方向で検討を行い、措置する。

○ 保育所の調理施設の見直し【平成14年度中に実施、継続的検討】

保育所の調理施設設置に係る義務付けについての検討を継続する一方、当面、調理施設に係る防火構造の義務付けについては緩和する方向で検討し、平成14年度中に措置をする。

なお、当会議としては、保育所の調理施設の設置は国が全国一律に義務付けを行うべきでなく、地方公共団体が地域の実情に合わせて判断を行うべきと考えることから、当該義務付けを廃止する方向での検討を求めたい。

○ 国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常の見直し【継続的検討】

当会議の方針を踏まえ、国が設定している最低基準等について今後とも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービス水準を引き下げ、地方の裁量に委ねてよい部分を拡大する余地がないか随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直す。

○ 補助事業に係る統合等についての見直し【継続的検討】

社会保障分野における国庫補助事業について、地方公共団体の創意工夫の余地を広げるため、共通の目的を持つ補助事業を統合し、補助金交付は総額で行い、各補助事業への配分については地方公共団体の裁量に任せる統合補助金的な補助金制度の創設について検討を行う。

○ 医療法人の理事長要件の緩和【措置済み】

病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営を行う道を開くため、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として撤廃する通知を平成14年4月に発出した。

○ 保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】

保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の上限を撤廃する通知を平成14年5月に発出した。